

2017年7月7日

国際ロータリー第2790地区

ロータリークラブ 会長・幹事 各位

CC：地区立法案検討委員会委員長

PDG 崎山 征雄 様（審議会地区代表議員）

国際ロータリー第2790地区

ガバナー 寺嶋 哲生

2019年度規定審議会制定案提出のお願い

謹啓 貴クラブにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、地区の運営に多大のご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、2016年規定審議会において、3年に1度開催される規定審議会審議事項が「制定案」及び「見解表明案」に改定される（国際ロータリー細則第7条）と共に、新たに、電子的コミュニケーションを通じて、毎年、「決議案」を審議する「決議審議会」が新設（国際ロータリー細則第8条）されました。

注：1）従前は、3年に1度開催される規定審議会において、組織規定（国際ロータリー定款、国際ロータリー細則、及び標準ロータリー定款）に関する「制定案」及び、組織規定以外に関する「決議案」を審議してきた。

2）2016年規定審議会において、以下の規定が決議された

- a) 3年に1度開催される規定審議会では、「制定案」、及びRIの立場を表明する「見解表明案」（RI理事会提出）について審議を行う。
- b) 新たに、決議審議会の意見表明である「決議案」を、電子的コミュニケーションを通じて審議する「決議審議会」を新設し、毎年開催する。

斯かる規定改定に伴い、2019年 開催の規定審議会（開催時期未定）で審議する制定案（提出者は、クラブ《地区大会、または地区立法案検討委員会での審議、あるいは郵便投票による地区内クラブの承認が必要》）、及び地区大会）を、本年12月末までにRI事務総長宛提出するよう求められています。

2016年の規定審議会関連規定改定を受け、青木ガバナー年度の「地区戦略計画委員会」において、毎年開催される「決議審議会」、及び3年に1度開催される「規定審議会」に当地区より提出する立法案（決議案、制定案）の事前審査、及び他地区提案立法案（決議案、制定案）の事前審議を行う「地区立法案検討委員会」の新設が決議され、発足いたしました。

この決定に基づき、5月18日に開催した「第2回地区立法案検討委員会」において、2017-18年度に

- ①各クラブに2019年規定審議会制定案提出依頼（提出期限 10月15日）
- ②クラブ提出制定案の審査（10月16日～11月15日）
- ③規定審議会クラブ提出制定案の地区内クラブ承認取得（11月15日～12月15日）
- ④RI事務総長への制定案提出（2017年12月末）

の手続きを行うことを確認しました。

つきましては、**2019年規定審議会提出制定案**を各クラブで検討いただき、下記の通り、別紙に記入の上、**2017年10月15日までにガバナー事務所宛、お送りいただきますよう、宜しくお願いします。**

限られた時間での制定案提出依頼となりますが、多くのクラブからの提案をお待ちしております。

敬白

記

1. 制定案の提出用紙：別紙（スペースが足りない場合は、適宜追加記載して下さい）。
2. 制定案の提出締切：2018年10月15日（日）
3. 制定案の提出先：寺嶋哲生ガバナー事務所
FAX：043-307-2791 E-mail: 17-18gov@rid2790.jp

4. 決議案提出方法（My Rotary）の見方

- ①My Rotaryへログイン
- ②上部バナーの「ラーニング&参考資料」をクリック
- ③その中にある項目「方針と手続き」の下にある「規定審議会」をクリック
- ④大項目「審議会」の下部に、青字で「制定案の提出方法」がありますので、ご参照ください。

以上

添付：1)規定審議会提案制定案提出用紙

- 2) 2016年規定審議会に第2840地区より提出された制定案参考事例（提案番号 制定案16-10）
尚、2016年規定審議会に提出された制定案（提案番号16-1～117）はMy Rotaryで閲覧可能。